

重要事項説明書（介護予防短期入所生活介護）

当事業者が提供する介護予防短期入所生活介護の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所概要

（経営法人）

法 人 名	社会福祉法人城ヶ崎いこいの里	電 話 番 号	0 5 5 7 - 5 1 - 0 8 8 8
法人の所在地	静岡県伊東市富戸 1 2 1 9 番地の 5	F A X 番号	0 5 5 7 - 5 1 - 5 8 8 8
代表者職氏名	理事長 竹安 広峰	設 立 年 月 日	昭和 6 1 年 7 月 1 4 日

（利用事業所）

事業所の名称	奥野苑指定短期入所生活介護事業所	電 話 番 号	0 5 5 7 - 3 8 - 2 2 2 5
施設の所在地	伊東市荻 7 7 2 番地の 1	F A X 番号	0 5 5 7 - 3 8 - 2 2 0 5
管 理 者	山田秀樹	指 定 年 月 日	平成 1 8 年 4 月 1 日
事業所番号	静岡県指定 第 2 2 7 0 4 0 0 0 5 0 号		
事業実施地域	伊東市・熱海市・東伊豆町・伊豆市（旧中伊豆町）		

2 職員の概要

職種	配置人数
管理者	1 名／常勤
医師	（1 名／非常勤）（週 1 回回診） （1 名／非常勤）（月 1 回回診）
生活相談員	2 名／常勤（内 1 名介護支援専門員兼務）
介護職員及び看護職員	常勤換算 2 4 名以上（常勤各 1 名以上） （うち看護職員 2 名以上）
管理栄養士	1 名
機能訓練指導員	1 名
介護支援専門員	1 名／常勤（生活相談員兼務）

※ 業務の実情に応じ、必要な従業員を置くことができる。

（介護予防）短期入所生活介護事業所に従事する職員は、特別養護老人ホームと兼務。

3 （介護予防）短期入所の運営方針

基 本 理 念	利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
---------	---

4 居室及び定員等の概要

当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。

各部屋とも、清潔でプライバシーの保護等こまやかな配慮をいたします。

居 室 ・ 設 備 の 種 類		面 積		説 明		
居 室	4 人 部 屋	1 室	44.68 ～ 50.96 m ²	5 室	入所定員	2 0 名
浴 室		34.98 ～ 48.94 m ²		○一般浴槽 ○特殊浴槽		
機 能 訓 練 室		57.42 m ²				
食 堂		46.07 ～ 85.25 m ²				
そ の 他 の 設 備		○静養室 17.46 m ² ○医務室 34.89 m ² ○面接室 20.43 m ²				

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

提供サービス	当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。	
①食事	● 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。 ● 食事は適切な時間に提供し、利用者には離床を促し、食堂にて他の利用者と交流を深めながら食事を食べることができるように支援します。 ● 衛生管理の徹底を図り、安心して食べられる食事の提供をしていきます。そのために、職員教育を実施し、施設と委託業者の連携を図りながら食中毒や感染症の予防に努めていきます。 ● 毎食後の口腔ケアを行います。	食事時間
		朝食 7:30～8:30
		昼食 12:00～13:00
		夕食 17:30～18:30
②排泄	● 排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。	
③入浴	● 入浴または清拭を週2回行います。 ● 寝たきりの方でも機械浴槽を使用した入浴ができます。	
④機能訓練	● 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な心身の維持・改善、またはその減退を遅らせるために個別機能訓練を実施します。	
⑤健康管理	● 医師や看護職員が健康管理を行います。 ● 日常的な健康管理、感染症対策等に加え、緊急時は医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めた指針に基づき対応します。	
⑦自立支援	● 寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。 ● 清潔で快適な生活が送れるよう援助します。	

⑧サービス提供上の留意事項	● サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法については、利用者に分かりやすいように説明します。 ● サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービスごとに消毒したものを使用します。
---------------	--

1 日当り基本サービス料金及び介護度別自己負担料金（試算表）

■ 当事業所の介護予防短期入所生活介護サービスの提供(介護保険適用部分)に際し、利用者が負担する利用料金は、厚生労働大臣が定める額となり、法定代理受領サービスである場合は、「介護保険負担割合証」に記載された割合（1 割、2 割、3 割）に基づきご負担いただきます。なお、介護保険被保険者証に支払い方法の変更の記載がある場合はその割合に基づくご負担をお願いいたします。ただし、介護保険の給付を超える部分のサービスについては全額自己負担になります。

●(A) 1 日当り基本料金（利用者負担分） 利用者負担の割合が 1 割の方

介護認定度	利用者負担額	介護認定度	利用者負担額
要支援 1	4 5 1 円	要支援 2	5 6 1 円

●この他、厚生労働省基準による下記の料金も基本料金に加算してご負担いただきます

事 項	利用者負担分
(B)機能訓練体制加算 (○)	1 日につき 1 2 円
(C)送迎加算 (○)	片道の送迎につき 1 8 4 円
(D)サービス提供体制強化加算 (I) (○)	1 日につき 2 2 円
(E)若年性認知症受入加算 ()	1 日につき 1 2 0 円
(F)療養食加算 ()	1 食につき 8 円
(G)認知症緊急対応加算 ()	1 日につき 2 0 0 円
(H)生産性向上推進体制加算 (II) (○)	1 月に 1 回に限る 1 0 円
介護職員処遇改善加算 (I) (○)	所定単位数(A)～(H)×1 4 %

(E) ～ (G) に関しては必要に応じて加算してご負担いただきます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

食事の提供に要する費用（食事の材料費及び調理にかかる費用）、居住に要する費用（施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額）、特別な居室の提供に要する費用、特別な食事の提供に要する費用、理美容代、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、その他の日常生活に置いて通常必要とされる費用は、利用者の負担となります。

	居住費／1 日	食費／1 日		
基準費用額	9 1 5 円	朝食	昼食	夕食
		3 2 5 円	7 0 0 円	4 2 0 円
利用者負担 1 段階	0 円	3 0 0 円		
利用者負担 2 段階	4 3 0 円	6 0 0 円		
利用者負担 3 段階①	4 3 0 円	1, 0 0 0 円		

利用者負担 3段階②		1, 3 0 0 円
利用者負担 4段階	9 1 5 円	1, 4 4 5 円

■ 介護保険給付対象外サービス料金については、経済状況の著しい変化または止む得ない事由がある場合には、利用者またはその家族に事前に説明した上で変更することがあります。

■ 介護報酬に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。また、要介護状態に区分に変更があった場合は、変更後要介護度が適用される日から新しい負担額に変更することとなります。

(3) 料金の支払方法

利用者が当事業所に支払う料金は、利用のサービス1ヶ月分を翌月27日に指定口座より引き落としとさせていただきます。

(4) キャンセル料

利用者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスをキャンセルする場合には、お早めに当事業所にご連絡ください。

(5) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（ご利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払って頂きます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、当該市町村の窓口に提出して差額の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①当事業所の利用を希望される方は、当事業所にお申し込みください。担当職員がご利用者のお宅に伺い、介護予防短期入所生活介護サービスの内容等について説明いたします。

②この説明書により利用者からの同意を得た後、当事業所の管理者が介護予防短期入所生活介護サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

（入所期間が短い場合は、作成しない場合があります。）

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。

②当事業所のやむを得ない都合により、サービスの提供を終了させていただくことがあります。この場合は、サービス終了の前日までに、文書によりご利用者に通知します。

③利用者が他の介護保険施設に入所した場合、利用者の介護度が要介護又は非該当（自立）と認定された場合、利用者が亡くなったときは、それぞれサービスは自動的に終了となります。

④当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が閉鎖した場合、利用者は、文書で通告することにより直ちにこの契約を終了することができます。

- ⑤利用者がサービスの利用料金を支払わないときなど、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者へ通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービスご利用に当たっての留意事項

当事業所の利用に当たっては、利用者の共同生活の快適性、安全性を確保するため、次の事項についてご了承の上、遵守くださるようお願いいたします。

①所持品の持込み	・居室の収納スペースに限りがあります。 ・危険物の持込みは禁止いたします。
②面会	・面会時間は、午前9時～午後6時とします。 ・面会の際、飲食物をご持参の場合は職員を通してお渡しください。 ※新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等感染症の予防のため面会の制限をする場合があります。
③外出、外泊	・外出される場合は、事前にお申し出ください。 ※感染症の予防の観点から、外出を見合わせていただく場合があります。
④施設、設備の使用	・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
⑤宗教活動等	・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑をかけるような宗教活動、政治活動、営利活動等をご遠慮ください。(家族等も含む)
⑥迷惑行為	・利用者が故意又は重大な過失により、他の利用者又は施設の職員等の生命、身体、財物、信用等を傷つける等の行為があったときは、退所いただく場合があります。
⑦施設内禁煙	・施設内は禁煙ですが、定められた喫煙場所での喫煙は可能です。

8 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者のご希望によりどこの医療機関でも治療や診療を受けることができます。なお、当事業所の嘱託医及び協力病院は下記のとおりです。

医療機関の名称	医療法人社団愛和会（高野医院）
所在地	静岡県伊東市荻393-31
診療科	内科、小児科

医療機関の名称	医療法人社団ケイ・オルト（木村整形外科クリニック）
所在地	伊東市湯川1-2-10
診療科	整形外科

医療機関の名称	社団法人地域医療振興協会（伊東市民病院）
所在地	伊東市岡 1 9 6 - 1
診療科	総合病院

9 事故発生時の対応について

- （１）当事業所の介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （２）事業所は、介護予防短期入所生活介護サービスを提供する上で、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

10 非常災害対策

非常時の対応	早期消火等を行うとともに、防災関係機関への即時連絡、職員連絡網による緊急招集を行い、防災対策規定に則り自主防衛隊を中心に、職員全員で火災、震災等から利用者、職員等の生命、身体、財産の保全を図ります。
地域との協力関係	地元消防団や自治会との緊密な関係維持に留意しています。
平常時の防災訓練等	毎月 1 回防災訓練を行い、非常時に備えた体制チェックをしています。 年 2 回総合防災訓練（地元消防団の参加を依頼していきます）
防災設備	防災設備関係業者に委託を行い、防火水槽、スプリンクラー、防災器具、消防署直結の警報装置や避難路等を整備、定期点検を実施します。 また、非常食（食糧や水）の備蓄を行い、定期点検を行います。
避難場所	火災発生時の避難場所は施設裏駐車場に避難します。地震・土砂災害発生時の避難場所は 2 階または 3 階に避難します。
消防計画等	消防署への消防計画の届出 平成 1 9 年 7 月 2 0 日 防火管理者 野田直樹

11 感染症予防発生時の対応

当事業所では、感染症が発生し、またはまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

12 虐待防止と身体拘束の廃止

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。

当事業所では、虐待防止委員会を中心として、虐待防止の活動を展開します。

13 苦情処理

利用者は、当事業所の介護予防短期入所生活介護サービスの提供について、いつでも苦情を申し出ることができます。利用者は、当事業所に苦情を申し立てたことによる何らの差別待遇を受けま

せん。

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者は、下記の通りです。

苦情受付担当者	奥野苑指定短期入所生活介護事業所 山田 秀樹 TEL 0 5 5 7 - 3 8 - 2 2 2 5
---------	--

苦情解決責任者	特別養護老人ホーム奥野苑 苑長 山口 弘文 TEL 0 5 5 7 - 3 8 - 2 2 2 5
---------	---

次の機関にも苦情を申し立てることができます。

第 三 者 委 員	氏名	役職名	住所	電話
	大村 湊子	社会福祉法人城ヶ崎い こいの里評議員	〒4 1 3 - 0 2 3 1 伊東市富戸9 8 0 - 1	0 5 5 7 - 5 1 - 9 2 9 2
	正木 茂	社会福祉法人城ヶ崎い こいの里監事	〒4 1 4 - 0 0 5 3 伊東市荻4 7 1 - 6 2 1	0 5 5 7 - 3 6 - 3 4 4 7
	佐々木 広雄	社会福祉法人城ヶ崎い こいの里評議員	〒4 1 4 - 0 0 0 2 伊東市湯川4 - 1 - 1 8	0 5 5 7 - 3 6 - 4 1 1 0

その他、次の窓口等に苦情を申し立てることができます。

伊東市役所保健福祉部高齢者福祉課	伊東市大原2 - 1 - 1 TEL 0 5 5 7 - 3 6 - 0 1 1 1（代表） TEL 0 5 5 7 - 3 2 - 1 5 6 3（直通） 受付時間 月曜日～金曜日 8：3 0～1 7：1 5
静岡県国民健康保険団体連合会 （介護保険課）	静岡市葵区春日2 - 4 - 3 4 TEL 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0 受付時間 月曜日～金曜日 9：0 0～1 7：0 0
静岡県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	静岡市葵区駿府町1 - 7 0 TEL 0 5 4 - 6 5 3 - 0 8 4 0 受付時間 月曜日～金曜日 9：0 0～1 7：0 0

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- ① サービス利用者より苦情があった際は、直ちに利用者から事情を聞き、内容を確認する。
- ② 苦情受付担当者は、利用者の苦情内容を速やかに苦情解決責任者へ報告する。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情相談について担当者及び各職員に必要な応じて検討会議を実施させる。
- ④ 苦情及び相談についての記録を作成し、再発防止に努める。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ① 苦情解決責任者は、利用者からの苦情に対し、対応が困難と判断される場合、事実確認をし、必要に応じて市町村または第三者委員に連絡・報告する。
- ② 苦情解決責任者は、担当者及び各職員から苦情相談に関して事実を確認し、必要に応じて再発防止に向け検討する。

(4) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する仕組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		
第三者による評価の状況	1 あり	実施日	

		評価機関名称	
		結果の開示	
	② なし		

令和 年 月 日

(事業者)

介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 伊東市萩 7 7 2 番地の 1
名 称 奥野苑短期入所生活介護事業所

説明者 _____ ⑩

(利用者)

この説明書により、介護予防短期入所生活介護サービスに関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(家族代表者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩